



おとなになるってどういうこと？  
成人年齢の引き下げと未成年取消権

法テラス八雲法律事務所 弁護士 塚本 恒  
(函館弁護士会所属)



■改正民法が施行され、4月1日から、成人年齢が18歳に引き下げられました。これに伴い、新しく成人となる18歳・19歳の方へ、消費者教育を行っていくことの重要性が叫ばれています。

■未成年者は一人で単独では契約を結ぶことができません。そのため、親の同意なく未成年者が契約した場合には、親ないし未成年者本人は、その契約を取り消すことができます。この取消権を未成年者取消権と呼びます。この取消権は期間制限がなく、取消しの理由も問わないものです。

■若年層が巻き込まれる消費者トラブルは、そのほとんどが親の同意なく結んだ契約によるものでした。就職や進学に伴い新生活をスタートさせたところで、消費者トラブルに巻き込まれる例が多かったようです。そのため、トラブルに巻き込まれた対象者が18歳・19歳だったときは、親の同意がないことのみを理由として取り消すことのできる未成年取消権は大変いい制度だったのです。

■18歳・19歳の皆さんは民法上も成人として取り扱われることになりました。これからは、クーリング・オフ制度といった大人と同じような制度に頼るしかありません。そのため、悪徳商法が付け入る隙間が生じてしまうのではなにかと危惧されているのです。うまい儲け話は疑ってかかる、高額な買い物をするときには慎重に、利息のことも考えて借金は慎重に。消費者トラブルに巻き込まれないように守っていく責務が、我々にはあるのかもしれない。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-6666-5566)」でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

詐欺電話がきたら「#9110」

「#9110」は警察の各種相談受理の専用ダイヤルです。

こんなメールやハガキは詐欺です！！



中には、「払わなければ家に行く」などと言ってくる悪質なものもあります！必ず警察などに相談しましょう。



消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。  
管理番号(わ)283 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。  
また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの場、給与等の差し押さえ及び、財産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付（未承認）を承知していただく様お願い致します。  
尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。  
書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。  
※取り下げ最終期日...平成29年11月22日  
法務省管轄支局 国民訴訟告知管理センター  
東京都千代田区霞が関 [redacted]  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-[redacted]  
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

八雲警察署

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110